

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員が常勤役員として職務を遂行したとき及び非常勤役員が理事会、監事監査及びこれに準ずる会議等（以下「会議等」という。）に出席したとき、並びに評議員が評議員会へ出席したときに限り、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員は会議等出席に限り、日額の報酬を支給するほかは無報酬とする。
- 4 常勤役員の賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額及び賞与は、別表に定める額とする。

- 2 非常勤役員の会議等出席に対する報酬額は、出席1回につき9,300円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。
- 3 評議員の評議員会出席に対する報酬額は、出席1回につき9,300円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。
- 4 沖縄県からの派遣職員である者を常勤役員に充てる場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者が沖縄県に勤務する場合に支給されることとなる給与の額から、沖縄県が当該者に直接支給することとなる給与の額を差し引いた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規程の適用を受ける沖縄県職員の例による。

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日又は土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 公社は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規程の適用を受ける沖縄県職員の例による。

(公表)

第8条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則（平成25年10月10日改正）

この規程は、評議員会の議決のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表（第4条第1項関係）

| 報酬月額 | 期末手当（賞与） | |
|--------|-----------|----------|
| | 加算割合 | 支給割合（年間） |
| 44万円以内 | 100分の20以内 | 1.45月以内 |